

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第8号

### 寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町事務分掌等に関する規則(昭和57年寒川町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条環境経済部産業振興課の項中「農政担当」を削り、「観光担当」を「観光担当 企業支援担当」に改め、同項の次に次の1項を加える。

農政課 農政担当

第3条町民部町民窓口課総合窓口担当の項中第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 個人番号カードの交付に関すること。

第3条福祉部福祉課総務担当の項第3号中「援助」を「支援」に、同項中第17号を第18号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「日本赤十字」を「日本赤十字社」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 生活困窮世帯の相談に関すること。

第3条福祉部高齢介護課高齢福祉担当の項中第3号を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 高齢者保健福祉計画に関すること。

第3条福祉部高齢介護課高齢福祉担当の項第4号中「生きがい事業対策」を「公益財団法人寒川町シルバー人材センターとの連携」に改め、同項第6号中「敬老祝金等」を「敬老金」に改め、同項第12号を削り、同項第13号中「老人福祉施設及び地域密着型事業所」を「老人福祉施設等」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号を同項第

13号とし、同条福祉部高齢介護課介護保険担当の項に次の1号を加える。

(12) 地域支援事業に関すること。

第3条福祉部保険年金課年金担当の項第1号中「審査」を「事実の審査」に改め、同項第2号中「国民年金被保険者の資格取得等」を「国民年金第1号被保険者に係る届出の受理、事実の審査及び送付」に改め、同項第4号中「免除等」を「免除、納付猶予及び学生納付特例に係る届出及び申請の受理、事実の審査並びに送付」に改め、同条健康子ども部子ども青少年課子ども家庭担当の項第2号中「児童遊園」を「児童の遊び場の遊具の管理」に改め、同項第10号中「児童発達支援事業」を「寒川町立ひまわり教室の運営」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1項を加える。

(12) 不育症治療費助成事業に関すること。

第3条健康子ども部子ども青少年課保育担当の項第1号中「認定子ども園、幼稚園」を「認定こども園、幼稚園」に改め、同項第2号中「認可保育園の入園」を「認可保育所の入所」に改め、同条環境経済部産業振興課農政担当の項を削り、同条環境経済部産業振興課商工労政担当の項第1号中「商工業の振興に係る企画及び調整」を「総合的な商工業の振興」に改め、同項第2号中「商工業の調査」を「総合的な商工業の調査」に改め、同項第6号を削り、同項中第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の4号を加える。

(10) 産業全体の連携に関すること。

(11) 課の庶務に関すること。

(12) 部内の事務連絡に関すること。

(13) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

第3条環境経済部産業振興課観光担当の項の次に次の1項を加える。

企業支援担当

(1) 企業等支援に係る企画及び調整に関すること。

- (2) 企業等の情報の収集、分析等に関する事。
- (3) 企業等の経営改善策に関する事。

第3条環境経済部産業振興課の項の次に次の1項を加える。

農政課

農政担当

- (1) 農業施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 農業の振興指導に関する事。
- (3) 農業振興地域に関する事。
- (4) 農業委員会との連絡調整に関する事。
- (5) 神奈川県農業共済組合との連絡調整に関する事。
- (6) 林業に関する事。
- (7) 地域森林計画に関する事。
- (8) 漁業に関する事。
- (9) 農作物の病虫害防除に関する事。
- (10) 土地改良事業に関する事。
- (11) 農業用排水路の台帳整備及び維持管理に関する事。
- (12) 家畜の感染症予防に関する事。
- (13) 課の庶務に関する事。

第3条都市建設部道路課管理担当の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 特殊車両通行許可申請及び協議に関する事。

第3条拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所整備担当の項第9号中「寒川駅北口地区土地区画整理事業施行区域内の公益施設の計画及び整備」を「寒川駅南口整備事業の調査、計画及び実施」に改め、同項中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。